

入管総局長回状

No. IMI-3673.GR.01.07 Tahun 2015

1. シングルビザ (B211)

a.

- 観光
- 親族訪問
- 社会訪問
- 芸術・文化
- 政府用務
- 商業目的でないスポーツ
- 研究、短期講座、短期トレーニング
- インドネシア製品価値の向上、国際的マーケティングのためのコンサルタントと研修
- 緊急時の作業
- 取材（大使館広報部を通して申請）
- 商業目的でない撮影（大使館広報部を通して申請）
- 商談
- 商品の購入
- 講演、セミナー参加
- 国際展示会参加
- インドネシア本社または駐在事務所での会議
- インドネシア支社への監査・品質管理・検査
- 外国人労働者候補の採用に向けての現地試験
- トランジット

b. 下の内容を含む場合は労働省からの外国人労働許可（IMTA）が必要

- 1) 商業目的の撮影（大使館広報部を通して許可を取得後）
- 2) 1ヶ月以上のインドネシア支社への監査・品質管理・検査
- 3) 機械・電気機器設置、アフターサービス

c. bにあてはまる労働省からの許可を得た場合は直ちに一時滞在に在留資格変更

d. bにあてはまりIMTAを取得していない者は滞在許可の延長は不可、直ちにインドネシア領土からの退去を命ぜられる

2. マルチプルビザ (indeks D212)

- a. 親族訪問
- b. 社会訪問
- c. 政府用務
- d. 商談
- e. 商品の購入
- f. 講演、セミナー参加
- g. 国際展示会参加
- h. インドネシア支社への監査・品質管理・検査

3. 到着ビザ(VKSK)／Visa on Arrival (VoA)、Peraturan Presiden RI No. 104 Tahun 2015によって決められたビザ免除（BVK）13カ国と2地域

VKSKとBVK（13カ国と2地域）にあてはまる外国人は下の活動が適用される

- a. 観光

- b. 親族訪問
- c. 社会訪問
- d. 芸術・文化
- e. 政府用務
- f. 商業目的でないスポーツ
- g. 研究、短期講座、短期トレーニング
- h. 商談
- i. 商品の購入
- j. 講演、セミナー参加
- k. 国際展示会参加
- l. インドネシア本社または駐在事務所での会議
- m. トランジット

4. ビザ免除（BVK）にあてはまる75カ国の外国人は下の活動が適用される

- a. 観光
- b. 親族訪問
- c. 社会訪問
- d. 文化・芸術
- e. 政府用務
- f. 講演、セミナー参加
- g. 国際展示会
- h. インドネシア本社または駐在事務所での会議
- i. トランジット